

大阪府内の医療機関に所属する救急救命士が行う救急救命処置に係る認定要領

この要領は、大阪府内の病院若しくは診療所（以下「医療機関」という。）に勤務する救急救命士が、所属する府内の医療機関で大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会（以下「高度化部会」という。）の認定を必要とする救急救命処置を実施するため、認定に係る事務手続き等について必要な事項を定める。

1 認定を必要とする救急救命処置

認定を必要とする救急救命処置は、以下の処置を指す。

- (1) 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対する気管内チューブによる気道確保
- (2) 心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
- (3) 心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与
- (4) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与

2 対象者

救急救命士資格を有する者で、認定を必要とする救急救命処置に係る講習及び実習を修了した者とする。ただし、次に掲げる者は認定を要しない。

- (1) 心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（エピネフリン）の投与について、平成18年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験（第30回以降）の合格者
- (2) 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与について、平成27年4月1日以降に実施された救急救命士国家試験（第39回以降）の合格者

3 認定申請手続

認定を受けようとする救急救命士を雇用する医療機関の管理者は、次の書類を高度化部会部会長に提出することにより申請する。

- (1) 認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書（様式第1号）
- (2) 救急救命士免許証の写し
- (3) 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習の修了証及び実習の修了証
- (4) 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習や実習の内容がわかるプログラムまたはカリキュラム
- (5) 自機関の救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会が定める規程

4 認定

- (1) 高度化部会部会長は、前3による認定申請を受けた場合、申請書類を確認しこれを認定する。
- (2) 高度化部会部会長は、前(1)の認定を行ったときは、申請者を經由し当該救急救命士に対して認定証を交付する。(様式第4～7号)
- (3) 高度化部会部会長は、前(1)の認定を行わなかったときは、申請者を經由し当該救急救命士に対して不認定を通知する。
- (4) 高度化部会部会長は、前(1)の認定を行った救急救命士について、その認定申請の内容に虚偽があったことが発覚した場合は、その認定を取り消すことができる。
- (5) 高度化部会部会長は、前(1)の認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成及び管理する。

5 変更・報告等

- (1) 認定を受けた救急救命士を雇用する医療機関の管理者は、他の医療機関で前4(1)の認定を受けた救急救命士を雇用した場合や、氏名の変更等で申請内容に変更事項等が生じた場合は、認定を必要とする救急救命処置に係る申請事項変更届(様式第2号)により速やかに高度化部会部会長に届け出るものとする。
- (2) 前4(1)の認定を受けた救急救命士が、救急救命処置の認定状況についての証明が必要となったときは、認定を必要とする救急救命処置に係る認定証明申請書(様式第3号)により高度化部会部会長に申請するものとする。申請を受けた場合、高度化部会部会長は認定証明書を交付する。
- (3) 認定を受けた救急救命士を雇用する医療機関は、毎年4月1日現在の高度化部会が認定した救急救命士所属状況を、認定を必要とする救急救命処置を行う救急救命士一覧(様式第8号)により高度化部会部会長へ報告するものとする。

6 その他

- (1) 認定を必要とする救急救命処置実施に係る救急救命士の講習及び実習に際しては、別紙の厚生労働省通知等に則ったカリキュラム、内容とすること。
- (2) 事故発生時の責任の所在については、認定を受けた救急救命士を雇用する医療機関又は当該救急救命士にあるものとする。
- (3) 府外で認定を必要とする救急救命処置の実施に係る認定を受けている救急救命士が、府内の医療機関に勤務先が変更となった場合、その認定を必要とする救急救命処置の取り扱いについては、前3の認定手続きをとるものとする。
- (4) 本要領に基づく認定に係る事務については、大阪府政策企画部危機管理室消防保安課と大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課が連携して行うものとする。

附則

この要領は令和7年10月1日から施行する。

別紙

認定を必要とする救急救命処置実施に係る救急救命士の講習及び実習に関する厚生労働省通知等は次のとおりとする。

- 1 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について (平成 27 年 6 月 4 日付け 最終改正 医政地発第 0604 第 1 号)
- 2 救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための病院実習等について (平成 16 年 3 月 23 日付け 消防救第 57 号)
- 3 救急救命士が行うビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保に関する教育について (平成 27 年 7 月 16 日付け 27 高医教第 15 号 医政地発第 0716 第 1 号)
- 4 救急救命士の薬剤 (エピネフリン) 投与の実施について (平成 17 年 3 月 10 日医政発第 0310001 号)
- 5 救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施について (平成 26 年 1 月 31 日付け 医政発 0131 第 1 号)

様式第 1 号

〇〇〇第〇〇号

年 月 日

大阪府救急医療対策審議会

救急業務高度化推進に関する部会 部会長 様

〇〇〇〇〇

病院長 〇〇 〇〇

認定を必要とする救急救命処置に係る認定申請書

下記の者については、大阪府内の医療機関に所属する救急救命士が行う救急救命処置に係る認定要領3の規定により、認定を必要とする救急救命処置の認定証を交付いただきますよう、証拠書類を添えて申請します。

記

1 交付を申請する救急救命士

氏 名

生年月日

免許登録番号 第 回試験 第 号

2 認定申請をする救急救命処置 ※認定申請を行うものに○を入力すること

1		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対する気管内チューブによる気道確保
2		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
3		心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与
4		心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与

※添付書類

- 1 救急救命士免許証の写し
- 2 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習の修了証及び実習の修了証
- 3 認定を受けようとする救急救命処置に係る講習や実習の内容がわかるプログラムまたはカリキュラム
- 4 自機関の救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会が定める規程

様式第2号

〇〇〇第〇〇号

年 月 日

大阪府救急医療対策審議会

救急業務高度化推進に関する部会 部会長 様

〇〇〇〇〇

病院長 〇〇 〇〇

認定を必要とする救急救命処置に係る申請事項変更届

下記の者については、大阪府内の医療機関に所属する救急救命士が行う救急救命処置に係る認定要領5の規定により、以下を届け出ます。

記

1 申請事項の変更が生じた救急救命士

氏 名

生年月日

免許登録番号 第 回試験 第 号

2 認定を受けている要認定行為をする救急救命処置

※認定を受けているものに○をつけること

1		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対する気管内チューブによる気道確保
2		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
3		心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与
4		心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与

3 変更事項

内 容

（新）

（旧）

備 考

4 変 更 日 年 月 日

〇〇〇第〇〇号
年 月 日

大阪府救急医療対策審議会
救急業務高度化推進に関する部会 部会長 様

〇〇〇〇〇
病院長 〇〇 〇〇

認定を必要とする救急救命処置に係る認定証明申請書

下記の者については、大阪府内の医療機関に所属する救急救命士が行う救急救命処置に係る認定要領 5 の規定により、認定証明を交付いただきますよう、申請します。

記

- 1 交付を申請する救急救命士
氏 名
生年月日
免許登録番号 第 回試験 第 号

- 2 認定を受けている救急救命処置 ※認定を受けているものに○を入力すること

1		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対する気管内チューブによる気道確保
2		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態にある傷病者に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保
3		心臓機能停止の状態にある傷病者に対する薬剤（エピネフリン）投与
4		心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、ブドウ糖溶液の投与

(例)

講習修了証明書

救急救命士 氏 名

生年月日 年 月 日生

(硬性喉頭鏡を用いた気管挿管、ビデオ
硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管、薬
剤投与 (エピネフリン) 心肺機能停止前
の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸
液、血糖測定並びに低血糖発作症例への
ブドウ糖溶液の投与) に関する所定の講
習を修了したことを証する

年 月 日

〇〇病院

管理者

印

(例)

実習修了証明書

救急救命士 氏 名

生年月日 年 月 日生

(硬性喉頭鏡を用いた気管挿管、ビデオ
硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管、薬
剤投与 (エピネフリン) 心肺機能停止前
の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸
液、血糖測定並びに低血糖発作症例への
ブドウ糖溶液の投与) に関する所定の実
習を修了したことを証する

年 月 日

〇〇病院

管理者

印

認 定 証

救急救命士 氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は所要の講習及び実習を修了した
ので医師の具体的指示下の薬剤投与の
実施に係る認定証を交付する

年 月 日

大阪府救急医療対策審議会

救急業務高度化推進に関する部会

部 会 長

印

認 定 証

救急救命士 氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は所要の講習及び実習を修了したので医師の具体的指示下の硬性喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証を交付する

年 月 日

大阪府救急医療対策審議会

救急業務高度化推進に関する部会

部 会 長

印

認 定 証

救急救命士 氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は所要の講習及び実習を修了したので医師の具体的指示下のビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定証を交付する

年 月 日

大阪府救急医療対策審議会

救急業務高度化推進に関する部会

部 会 長

印

認 定 証

救急救命士 氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は所要の講習及び実習を修了したので血糖測定並びに医師の具体的指示下の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保、輸液及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定証を交付する

年 月 日

大阪府救急医療対策審議会

救急業務高度化推進に関する部会

部 会 長

印